

広島県告示第七百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 わだ内科医院	広島市中区大手町 五丁目七番一―号	医療法人社団 わだ内科医院	広島市中区大手町 五丁目七番一―号	平成一九年五 月二二日
医療法人社団 杏佑会笠井病 院	尾道市久保一丁目 三番一九号	医療法人社団 杏佑会笠井病 院	尾道市久保一丁目 三番一九号	平成一九年五 月二二日